

## 第4 手続きに関する料金

### 1 適用

手続きに関する料金の適用については、第44条（手続きに関する料金の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用											
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務手数料</td><td>ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスに係る契約申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr> <tr> <td>譲渡承認手数料</td><td>ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスに係る利用権の譲渡の承認を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr> <tr> <td>チップ発行手数料</td><td>(E)データチップの貸与に関する請求（契約の申込みと同時に行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr> <tr> <td>払込処理手数料</td><td>当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において料金等を支払う際に必要となる書面を送付したときに支払いを要する料金</td></tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	契約事務手数料	ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスに係る契約申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	譲渡承認手数料	ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスに係る利用権の譲渡の承認を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	チップ発行手数料	(E)データチップの貸与に関する請求（契約の申込みと同時に行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	払込処理手数料	当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において料金等を支払う際に必要となる書面を送付したときに支払いを要する料金
種 別	内 容										
契約事務手数料	ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスに係る契約申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金										
譲渡承認手数料	ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスに係る利用権の譲渡の承認を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金										
チップ発行手数料	(E)データチップの貸与に関する請求（契約の申込みと同時に行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金										
払込処理手数料	当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において料金等を支払う際に必要となる書面を送付したときに支払いを要する料金										
(2) 手続きに関する料金の減免適用	当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金額を減免適用減免して適用することがあります。										

### 2 料金額

#### (1) (2)以外の場合で、ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスに係る契約の申込みが行われた場合

区分	単位	料金額
契約事務手数料	1 契約ごとに	4,500 円(4,950 円)
譲渡承認手数料	1 契約ごとに	4,500 円(4,950 円)
チップ発行手数料	1 の(E)データチップごとに	4,500 円(4,950 円)
払込処理手数料	1 請求先の 1 料金月ごとに	300 円(330 円)

#### (2) インターネットを経由してソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスに係る契約の申込みが行われた場合

区分	単位	料金額
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,500 円(3,850 円)
チップ発行手数料	1 の(E)データチップごとに	3,500 円(3,850 円) ただし、当面の間、当該料金の支払いを要しません。請求の準備が整い次第、当社ホームページ等でお知らせします。
払込処理手数料	1 請求先の 1 料金月ごとに	300 円(330 円)